

裁判長  
認印



調 書 (決定)	
事件の表示	令和5年(行ツ)第321号 令和5年(行ヒ)第358号
決定日	令和6年3月6日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	今 崎 幸 彦 宇 賀 克 也 林 道 晴 長 嶺 安 政 渡 邊 惠 理 子
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	仙台高等裁判所令和4年(行コ)第13号(令和5年7月19日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p>1 本件上告を棄却する。</p> <p>2 本件を上告審として受理しない。</p> <p>3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。</p> <p>第2 理由</p> <p>1 上告について</p> <p>民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。</p> <p>2 上告受理申立てについて</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p style="text-align: center;">令和6年3月6日</p> <p style="text-align: center;">最高裁判所第三小法廷</p> <p style="text-align: center;">裁判所書記官 大 澤 武 紀 (印)</p>	

## 当事者目録

上告人兼申立人	国立大学法人山形大学
同代表者学長	玉手英利
同訴訟代理人弁護士	内藤和暁 ほか
同指定代理人	花輪公雄 ほか
被上告人兼相手方	山形県
同代表者	山形県労働委員会
同委員会代表者会長	山上朗
同補助参加人	山形大学職員組合
同代表者執行委員長	大町竜哉
同訴訟代理人弁護士	田中 暁 ほか

これは正本である。

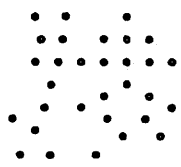
令和6年3月6日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 大澤 武 紀



1



2